

令和5年度

町政執行方針

令和5年3月

木古内町

## 1 はじめに

令和5年第1回木古内町議会定例会の開会にあたり、町政執行方針について申し述べます。

令和2年4月の町長選挙において、第8代木古内町長に就任させていただき、間もなく3年が経とうとしています。この間、新型コロナウイルス感染症に対応しつつ、様々な施策に取り組む中で、町民の皆さま、医療従事者の皆さま、町議会議員の皆さまのご理解とご協力に心から感謝申し上げます。次第でございます。

今後も、私の目標とする「今（現在）と未来を守るために挑戦する町政」を目指し、全力で取り組む所存であります。

新型コロナウイルス感染症は、様々な変異株の出現により長期の対応が続いておりますが、感染拡大防止に注力する一方、町内経済や社会活動の持続的な発展にも努力してまいります。

引き続き「第6次木古内町振興計画」並びに「第2期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき事業を進め、交流人口や関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりを進めてまいります。

私はこれまで、議会議員の皆さまはもとより、「G o T o町長室」や「お出かけ町長室」、その他にも様々な機会を通じ、町民の方々の声に耳を傾け、ご意見やご提言をいただいております。活力あふれる木古内町の未来を実現するため、徹底した「町民目線」でスピード感をもって課題を解決し、町民の幸せと豊かさの実現のため、職員とともに思いやりのある町政を進めてまいります。

## 2 町政に臨む基本姿勢

町政に臨む基本姿勢として

1. 「過去」先人に感謝し伝承すること
2. 「現在」今を共に歩み守ること
3. 「未来」挑戦し創造すること

以上の3点を大切に町政を進めてまいりました。

行政と住民が協働しさまざまな声に耳を傾けながら、全力で政策の実現に向けて前例がない事にも勇敢に挑戦してまいります。

また、本年もすべての事業をSDGsに紐づけて進めてまいります。

令和4年3月26日に供用開始した高規格幹線道路函館・江差自動車道「木古内インターチェンジ」につきましては、たくさんの方々にご利用いただき、地域交通の利便性向上に多大な貢献を果たしています。今後は、函館・江差自動車道の江差町側への延伸や松前半島道路など、交通インフラの更なる充実に向けて、近隣自治体と連携し整備促進を図るとともに、函館・江差自動車道内の交通安全・事故対策においても関係団体との連携体制をしっかりと構築し、「道南を未来へつなぐハブタウン木古内」としての使命を果たしてまいります。

現在策定を進めている「第7次木古内町振興計画」は、町内各団体からの推薦委員と公募により選出した3名で構成するまちづくり委員会において、令和6年度から10年間の町が進むべき方向性について協議を進め、町民の皆さまの声を一つでも多く聞き取り、反映させてまいります。

当町においては、町税や地方交付税の減少が危惧されますので、公共施設等総合管理計画を踏まえた公共施設のダウンサイジングや、建設事業においては事業の選択や事業量の精査、また、経常経費の徹底した見直しに

努めております。

また、高度化・多様化するニーズに的確に対応しながら、デジタル社会やカーボンニュートラルなどに対応するため、ICTやAIなどの先端技術の活用を検討し、組織の合理的で機能的な運営に努めてまいります。現在、国が推し進める自治体のDX関連施策に積極的に取り組み、業務の効率化と住民の利便性を向上させます。

加えて、木古内町「おもてなし向上プロジェクト」に引き続き取り組み、職員の接遇能力を向上させ、誰もが利用しやすい開かれた行政サービスを実現します。

### 3 主な施策の推進

#### (1) 福祉・医療・保健

持続可能な安心安全のために「声をカタチ」にし、施策を進めてまいります。

令和5年度は、新たに補聴器購入費助成事業を実施します。

さらに、介護予防事業として、心房細動を早期発見することを目的に、心房細動モニタリング事業を継続してまいります。

引き続き、高齢者福祉サービス利用券交付事業、花配付事業、並びに福祉灯油支給事業を実施し、高齢者等の心身の保養と健康の保持、外出を支援してまいります。

また、町内で慢性的に不足する介護に関わる人材の育成を図るため、介護職員初任者研修や新たに介護福祉士実務者研修の受講者に対し、受講料の補助を実施します。

「産み育てるなら木古内町」のイメージを定着させ、安心して子どもを産み育てやすい地域づくりを進めるため「出生お祝い事業」を継続し、少子化対策の直接的な施策を展開します。

さらに、令和4年4月に開園した「きこない認定こども園」については、

安定運営が継続できるよう力強く支援するとともに、子育て世代が安心して子育てできるまちづくりを進めてまいります。

また、母子保健事業では、新たに産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする母子に対して、産婦の心身のケア、育児指導等の支援を行う産後ケア事業を実施してまいります。

加えて、妊娠期から出産・子育てまでの相談支援、出産・子育て支援給付金による経済支援を一体的に実施してまいります。

国民健康保険事業、並びに後期高齢者医療制度については、医療費の抑制を図り、被保険者の疾病の予防や健康の保持・増進、健康寿命の延伸を図るための保健事業を推進し、安定的な事業の運営に努めてまいります。

病院事業については、公立病院の経営強化プランを令和5年度中に策定し、病院間の役割分担と医師の派遣等による連携強化を図りながら、新たな課題への対応として「医師・看護師等の確保と働き方改革」、「新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組」に対応してまいります。

また、今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制の構築や、患者・ご家族に寄り添う対応を心掛け職員全体の質の向上に努めます。

特養事業については、経営の安定を図るため、関係機関との連携を強化し利用者の確保に努めるとともに、介護職員の確保や職員全体の質の向上を図り、安定的な介護サービスの提供に努めます。

また、引き続き経営統合前の建設改良等にかかる負担を町が支援してまいります。

## (2) 教育・文化

教育・文化については、「教育行政執行方針」に記載しておりますが、町として「木古内町総合教育会議」を開催し、教育委員会と連携を図り、第7次木古内町教育総合推進中期計画を基盤として、教育行政の推進に取り組んでまいります。

町は令和4年までに換気機能付きエアコン設置やトイレの改修などのハード面の整備や、一人一台のタブレット、副読本支援、部活動の大会遠征費支援などソフト面の教育に関する事業を展開してきました。

また、道南いさりび鉄道通学補助事業や、小中学校入学お祝い金支給事業などの教育支援を継続してまいります。

北海道ナンバー1のICT教育を目指し、小中学校でのタブレット活用の推進や、必修化された英語学習やプログラミング学習にしっかり取り組むとともに、子ども達に豊かな自然を生かした体験活動も充実させてまいります。

令和5年度から子ども達の健康な心と身体の発育のために学校給食における「食育」を推進します。

子ども達のより良い学びの環境づくりに取り組んでまいります。

また、まもなく編纂を終える木古内町史については、令和5年春に刊行予定で、町内外たくさんの方に木古内の歴史と文化を再認識していただき、木古内への愛着を深めていただきたいと考えております。

## (3) 産業・観光

農業は食料の安定供給や国土の保全等の役割はもとより町の大切な基幹産業であります。

水稻・畜産・施設野菜など、当町の振興作物の生産を中心とした経営を永続的に維持するため、関係機関と連携し高付加価値化・品質向上や、さらなるブランド化に取り組むとともに、老朽化する農業用施設の修繕等を行いながら支援してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響、飼料・肥料等の高騰、水田活用の直接支払い交付金については、国や北海道の動向を注視し、「今を守る政策と未来を創る政策」を展開してまいります。

当町の代表的な特産品である「はこだて和牛」や「ふっくりんこ」の未来ビジョンを描くため、農協や農業者との連携やPR強化に努めます。

また、幸連育成牧野の安定的な運営のための支援を継続して行います。

林業では、「森林環境譲与税」を有効に活用しながら事業を展開してまいります。

町の面積の89.5%を占める森林地域については、林業振興のための木材生産機能と山地災害の防止や水源涵養、地球温暖化防止効果などの公益的機能を有した森づくりを進めてまいります。

町有林の施業管理は、森林経営計画に基づき間伐事業を進めており、生育や価格の動向を把握し、適期適伐とともに森林の更新にも取り組んでまいります。

加えて、森林等の整備に関しては、私有林等整備事業や森林整備対策補助事業など、継続して森林管理ができるよう継続的に支援してまいります。

また、北海道や道南スギ産地形成推進協議会と連携し、地域材の利用促進、さらには先進的な技術の導入や作業の軽労化など、スマート林業のあり方について検討し、森林資源の循環利用を推進してまいります。

薬師山や佐女川地区の栗山は、様々な課題を解決しながら、新たな観光資源として位置付けられるよう、方向性を検討してまいります。

水産業では、漁業者の生産活動支援や経営の安定化を図るため、漁業者チャレンジ応援補助事業を継続して展開してまいります。

さらには、水産業を発展させるため、サーモン養殖事業を関係機関とともに進めるとともに、事業化に向けた検討を進めてまいります。

また、漁業者の皆さまとともに未来を見据えた三本の矢

- ①漁業者支援や後継者育成
- ②海の環境保全改善ブルーカーボン事業
- ③育てる漁業の養殖事業

をさらに進めてまいります。

このことにより、伝統的な漁法を守りながら新たな養殖等に挑戦し、持続可能な水産業を目指します。

商工業では、地域経済活性化のために、当町が行う工事や事業は地元企業を優先した発注に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や、資材・燃料高騰などによる経済の底冷えに対する対策については、木古内エール商品券や事業者への支援金事業など生活と地域経済を守るために事業を取り組んでまいりましたが、今後も適宜状況を判断し、速やかに政策を推し進めてまいります。

新たな商品開発や、さらなる磨き上げに対しても継続し支援するとともに



に、木古内商工会を通じ、地域活性化を図るための新規事業や若い世代の資質向上への活動に対し支援してまいります。

観光では、サラキ岬の咸臨丸とチューリップや寒中みそぎなど先人から受け継いできた伝統文化を守るための支援を継続してまいります。

令和5年度は、アウトドア・アクティビティ調査の結果を踏まえ、町内の関係機関とともに、新たな観光資源の具現化に向けた取り組みを展開してまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光事業の状況を踏まえ、情報発信の強化に努め、町の魅力をSNS等で発信し、国内外の誘客の促進を図ります。

広域観光については、さらなる活性化を図るため、交通アクセスの利便性を活かしながら、新幹線木古内駅活用推進協議会において、地元の魅力を伝えるトップセールス事業を展開し、広域観光で連携する9町の魅力発信に努めます。

道の駅「みそぎの郷きこない」については、安定的な運営に向けた支援や、指定管理者をはじめ商工事業者や生産者との連携をより一層強化することで、観光・物産振興の取組を効果的に展開してまいります。

また、適切な施設の維持管理に努め、広域観光の交流拠点施設として利用者の利便性や満足度をより高めるため、官民一体となって中長期的な計画を策定し、より多くの方が日常的にご利用いただける施設となるよう努めてまいります。

なお、令和5年度から、商工観光施策の更なる推進と業務の円滑化のため

め、産業経済課に「商工観光創生室」を設け、「道南を未来へつなぐハブタウン木古内」として交通の利便性・優位性を広くPRし、企業誘致の積極的推進、未使用公共施設などの効果的活用とともに、新たな産業の創出、進出を図ってまいります。

新たな産業の創出や起業、事業進出については、ゼロカーボンの推進など環境に配慮した取組などと優先的に連携し、多方面から実現の可能性を追求し、新たに企業進出した事業者が安定して事業を継続できるよう支援してまいります。

加えて、木古内町企業振興促進条例に基づき、町内における投資並びに常用雇用者の雇用拡大や、外国人技能実習生の受入れを行う企業に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、北海道、漁協と連携した二期目のサクラマス養殖実証実験事業、及び、民間企業、漁協と連携したサーモン養殖事業に関しましては、順調に生育しており6月に水揚げの予定となっております。

未来へ向けた持続可能な水産業への挑戦を続け、漁業者、漁協とともに取り組んでまいります。

道南ではサーモン種の養殖の他にワイナリー、酒蔵、ジビエなど道南の地域性を活かした新たな挑戦が展開され自治体間での情報の共有・連携が進んでいます。

当町としても、町内事業者の新たな挑戦や企業の誘致・進出について地域の声を聴きながら町の発展にむけた協議が必要であると認識しているところです。

また、新たに町の産業・イベント等の体験交流プログラムに参加する大学生等を全国から募集し、フィールドワークや大学生等との意見交換等を行うことで地域の価値を再発掘するとともに、大学生等の活動を通じて町の魅力を広く発信し、地域の活性化を図ります。

#### (4) 生活環境・移住定住・交通

公共施設においては、瓜谷研修集会所、中野地区にある農村活性化センターなどの改修を行い、公営住宅等長寿命化計画・公共施設の個別施設計画を基に引き続き各施設の維持管理に努めてまいります。

移住定住対策として、令和4年度から木古内町移住定住新生活しあわせサポート条例（通称：みらいある条例）を施行し、マイホームの取得、リフォーム、家賃への補助制度を開始し、町内外多くの方から補助制度に関するご相談やご活用をいただいております。順調に事業が進んでおります。

空き家の利活用においても、町内の不動産事業者と連携を図ることで、空き家バンクの登録件数が増加しており、売買や問い合わせについても徐々に増加傾向にあります。

今後、都市部からの移住促進については、交通の要衝という地理的利便性とみらいある条例による補助制度を両輪として、関係団体が主催するフェアへの参画及びホームページ等での情報発信を通じ、取組を進めてまいります。

町内に散見される空家については、危険度の把握に努め、所有者等へ適正な管理を促し、空家等解体補助金の活用を促進してまいります。

なお、適切な管理が行われていない特に危険性の高い空家については、代執行の措置を進めるなど、町内の安全確保に努めてまいります。

2030年の北海道新幹線札幌延伸を踏まえ、北海道の玄関口となる木古内駅の利用促進を図り、広域観光を活性化するため、昼前後の停車について継続的に要望し、レンタカーなどの二次交通を維持継続することで、交通拠点としての利便性の向上を目指します。

引き続き、道南いさりび鉄道、函館バス、及び町内のハイヤー・レンタカー会社などについては、北海道及び沿線自治体等と連携し、利用者の安全確保と利便性を維持するために必要な支援を行ってまいります。

また、現在策定を進めている地域公共交通計画においては、町内各地域の課題に即した交通のあり方を検討し、交通体系の見直しを図ってまいります。

年々深刻化する環境・エネルギー問題においては、木古内町地域脱炭素将来ビジョンに基づき、当町におけるゼロカーボン推進に向けた姿勢を明らかにするため、早期に「ゼロカーボンシティ宣言」の表明をしてまいります。一方で、近年、町内各所で増加傾向にある太陽光発電施設については、近隣住民の安全が十分確保できるよう、設置の規制等に関する取組を進めてまいります。

また、再生可能エネルギー、風力などの導入・促進については、調査研究を進めてまいります。

道路関係については、更なる交通網の発展のため、函館江差自動車道の江差までの事業化、松前半島道路の早期着工の実現、道道については「中央通」「道道江差木古内線」の早期完成に向けて、引き続き関係機関と連携を図り要望してまいります。

町道については、橋梁の集約化も視野に入れた橋梁の長寿命化修繕計画を引き続き進め、また、未舗装道路の解消に向け実施してまいります。

除排雪については、引き続き細やかな除排雪体制を構築し、町民の声に応えられるよう努めてまいります。

簡易水道事業については、人口減少による需要減少を踏まえた施設規模の縮小計画による老朽管の更新工事を引き続き行い、水道水の安定供給を継続できるよう取り組んでまいります。

令和5年度からは、水道料の基本料金について「ふるさと納税」を財源に、今後5年間において軽減措置を行い、町民の負担軽減を図ります。

また、木古内の豊かな水源地を未来へ繋げるために「水資源の保全」に関する取り組みを推進してまいります。

下水道事業については、新道地区において污水管渠新設工事を進め、昨年に引き続き中央通の街路事業と並行し雨水管渠の工事を行います。また、処理場においても設備の更新時期を控えていることから、各種機械等の適切な維持管理に努め、下水道施設の長寿命化を進めてまいります。

河川、海岸、林地、空き地などへのごみの不法投棄やポイ捨て防止のため、看板の効果的な設置を進めるとともに、団体や地域の清掃活動を支援し、環境美化の取組を進めてまいります。

また、産業廃棄物については、排出者の責任で処理することを徹底させ、不法投棄については、引き続き木古内警察署と協力しパトロールの実施や、

監視カメラを活用した監視体制を徹底してまいります。

火葬場については、令和4年度までに多機能トイレやエアコンの設置、手すり、玄関ドアの自動ドアへの改修を行い、高齢者や障がい者が利用しやすい環境整備を行いました。引き続き施設整備を進めるとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

津軽海峡に面する当町は、波浪による土地の侵食・越波による被害などが懸念される箇所について、引き続き国や北海道にその対策について要望活動をしてまいります。

河川については、道管理である木古内川の改修工事は継続的に実施し、道道橋の上下流にある中州の土砂撤去についても引き続き行う予定となっており、今後も北海道に治水対策を要望してまいります。

また、町が管理する普通河川については、定期的に河川巡視を行い雑木の伐採処理を実施することで、自然災害から町民の生命・財産を守り水害防止に努めてまいります。

木古内消防署並びに消防団の消防力の充実のため、消防車両や施設の整備を消防施設整備計画により進めてまいります。

令和5年度には災害対応用ドローンを導入し防災力を強化するほか、消火活動における署員の安全性を高めるため防火衣を整備（3ヶ年事業）することとしております。

また、救急救命士の配置と資機材の整備を進め、町民の生命に関わる救急体制の充実を図ってまいります。

## (5)防災・防犯・DX

防災については、新たな津波浸水想定に基づき、従来の洪水ハザードマップと津波防災マップを1冊に統合した新しいハザードマップを全戸配布し、大災害を想定したCG動画も交えて、地域ごとに説明会を行いました。

また、大津波など大きな災害発生時に対応が求められる役場庁舎の災害対策本部の機能移転について、今月に札幌地区自主防災組織の避難訓練にあわせて合同で訓練を行うこととしており、引き続き住民への防災啓発と町の防災力強化に取り組んでまいります。

今後は、日本海溝千島海溝の最大クラスの地震を想定した避難計画の策定に向けた取組を進めてまいります。

大きな災害が発生した場合は「公助」だけではなく、地域住民の「共助の力」と「自助の力」が欠かせません。町民の防災意識向上を促すとともに、各地域での自主防災組織結成に向けて支援してまいります。

交通安全の推進については、交通安全指導車による巡回啓発や、町内会、経済団体、町内事業所等による街頭啓発など、町民が一丸となった交通死亡事故防止の運動を推進いたします。

また、木古内警察署や交通安全推進委員会などと連携し、幼児から高齢者までそれぞれの対象に応じた交通安全教育を推進いたします。

通学路等に関して学校や保護者、関係機関と連携しながら更なる整備に努めてまいります。

加えて、防犯意識の向上と防犯体制強化に努め、安全安心まちづくり住民大会の開催や防犯協会と協力した歳末特別警戒を実施し、犯罪のないまちづくりを目指してまいります。

さらには、犯罪被害者支援を推進するとともに、悪質な訪問販売や架空

請求、高齢者を狙ったオレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺に関しては、新たに特殊詐欺等防止対策機器導入補助事業を実施し、被害を未然に防ぐ取り組みを進めます。

また、木古内警察署や防犯協会、町内金融機関と連携を図り、街頭啓発や防災行政無線などを活用し、迅速な情報提供を行ってまいります。

DXの推進については、令和4年度に設置した「木古内町DX推進委員会」により、庁内横断的な組織体制が構築され、今後は国が推奨するDXデジタル人材の確保など、推進体制の強化に取り組んでまいります。

今後、急速に進化する情報化社会に対応するため、町民の生活を豊かにする様々なデジタル技術の活用・取組を進めてまいります。

また、マイナンバーカードの普及促進については、社会保障の公平性の実現や行政の利便性の向上のため、マイナンバーカードの普及と利活用の拡大を図り、国が進めるデジタル社会の実現に向け取り組みを進めてまいります。

## (6)行財政・住民参加

様々な行政課題へ柔軟に対応できる組織運営のため、人事評価制度の効果的な活用や、各種研修による能力開発などを推進し、働きやすい職場環境の整備に努め、適材適所の人員配置を目指します。

また、木古内町「おもてなし向上プロジェクト」の取り組みを継続し、職員の接遇能力向上を図るほか、令和4年12月に設置した「木古内町不祥事再発防止委員会」を機能させ、信頼される明るい役場づくりを目指します。

職員一人ひとりが個性を活かし、やりがいをもって、自分らしく輝いて



仕事ができる環境を整えてまいります。

情報化社会が急速に進展するなか、行政情報に対する安全対策の実施が強く求められており、今後も引き続き各種電子情報基盤の整備を的確に行ってまいります。

当町が独自性を発揮して様々な施策を展開していくためには、何よりも財政基盤の強化が不可欠であります。

町の収入の約半分を占める地方交付税は、令和2年度国勢調査により集計された人口を反映するため、人口減少に歯止めがかからない現状では、非常に厳しい試算をせざるを得ない状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の長期化や燃料価格・物価高騰により、様々な影響も懸念されますが、町民の生命と健康を守り、かつ町民の生活と地域経済を停滞させないため、国や北海道の施策を最大限活用しながら、必要な事業を適期に展開していかなければなりません。

そのうえで、将来も安定した財政運営を継続していくためには、引き続き徹底した経費節減に努めるとともに、町税・地方交付税に続く新たな財源を創出していくことが必要です。

ふるさと納税については、令和4年度は個人の寄附に加え、企業版ふるさと納税を開始し寄附の申出をいただいております。今後も一次産業や二次産業との連携による商品群の磨き上げと、全国に向けた特産品等のPRを強化し、当町の知名度向上とともに応援していただける寄附者の増を図ってまいります。

町の重要施策や発展計画、大型プロジェクトの取り組みなどについては、広く住民の意見を求め、意見反映してまいります。

また、花いっぱい運動、公園や公共施設の管理など、地域住民と行政が

お互いに役割分担し、協働のまちづくりを推進してまいります。

広報・広聴については、広報紙やホームページを充実させるとともに、防災行政無線や令和4年度から開始したテレビのdボタン活用などにより、迅速かつ的確な情報の提供を行ってまいります。

就任時から実施している「G o T o 町長室」「お出かけ町長室」について、令和4年度も複数の町内会の皆さんと率直な意見交換をさせていただきました。意見交換の際に出された課題や要望には、速やかに対策を検討し、町内会と情報共有するなど、より実効性の高い取組になるよう、継続して取り組んでまいります。

また、令和4年度は、町内会の皆さんに対して町内に進出した企業のご紹介や、町が新たに開始した取組等について、現地をご案内しながら意見交換する機会をいただきました。これらの取組についても引き続き実施してまいります。

「南北海道定住自立圏形成協定」については、ドクターヘリの運航、地域公共交通への支援、広域医療体制、広域観光、基幹道路等のネットワーク整備などを登載することにより財政措置が得られることとなっておりますので、引き続き連携しつつ各事業を進めてまいります。

また、姉妹都市である「山形県鶴岡市」と引き続き交流の絆を深めるとともに、友好都市の「東京都江戸川区」、咸臨丸を縁に令和4年度から交流を開始した「神奈川県横須賀市」、そして、北海道新幹線の隣接駅がある「青森県今別町」をはじめとする青森県内の各市町村との交流事業を継続し、住民交流を含めた様々な事業展開へ繋げてまいります。

#### 4 むすび

以上、令和5年度の町政執行に臨む、私の所信を述べさせていただきました。

10年、20年後の町の未来のために令和5年度も全力でトップセールスに努め、ありとあらゆる可能性を模索し、今こそ木古内の力を一つに結集し、「実現」できるよう取組を進めます。

そして、今と未来のために挑戦する町づくりをさらに進めてまいります。

町民並びに町議会議員の皆さまからの多くのご意見やご提言に真摯に耳を傾け、幸せを感じられる政策の実現に向け、職員一丸となって町政の推進に取り組む所存でございます。

むすびに、「これまでも、これからも全ては町民の皆様のために」の精神で邁進し、町民の皆さまの生命と生活を守るための対策は、最重要課題として最大限取り組んでまいります。

皆さまの一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。